

適合証明業務料金表

ハウスプラス確認検査株式会社

第1条（趣旨）

この適合証明業務手数料表（以下「手数料規程」という。）は、ハウスプラス確認検査株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間で締結した「適合証明業務に関する協定書」に定める適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

第2条（申請手数料）

適合証明業務申請手数料は、別表に掲げる額とする。

第3条（遠隔地割増手数料）

現場検査の実施に際し、第2条に定める申請手数料に加算する遠隔地割増手数料は、別表に掲げる額とする。

第4条（解除・取り下げ手数料）

申請者が、適合証明業務約款に基づき解除・取り下げを行った場合の解除・取り下げ手数料は、申請手続きの進捗に応じハウスプラスが個別に算定した額とする。

第5条（申請手数料の変更）

ハウスプラスが適合証明業務を効率的に実施できると認める場合又は申請手数料の額の変更をすることが必要と認める場合に、申請手数料を減額又は増額することができる。

第6条（再発行手数料）

適合証明書の再発行の手数料は、5,500円（税込）とする。

附 則

（施行期日）

この手数料規程は、令和4年11月20日より施行する。

料金表（円・税込）

1. 新築住宅

一戸建て等：

	単独		確認申請と併願	
	フラット 35	フラット 35S	フラット 35	フラット 35S
	A	B	A	B
設計検査	13,200	16,500	5,500	11,000
中間現場検査	26,400	33,000	22,000	22,000
完了現場検査	26,400	33,000	5,500	16,500
合計	66,000	82,500	33,000	49,500
中間省略			11,000	27,500
竣工済特例	66,000	82,500	57,200	73,700
完了同時			36,300	57,200
遠隔地手数料 ⇒ 「4.遠隔地手数料」による				

※ フラット 35S 又はフラット 35 維持保全型の基準に適合していることを所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等の提出により確認する場合は、A 欄の金額による。

※ フラット 35S (ZEH) ZEH Oriented の場合、BELS 評価書の提出を行わない申請時は、11,000 を手数料に加算する。

※ 申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。

共同建て：別途お見積り

2. 中古住宅

フラット 35 ・ 財形住宅融資		
一戸建て等		110,000
マンション		110,000
加算	耐震評価	33,000
	フラット 35S	別途お見積り
遠隔地手数料 ⇒ 「4.遠隔地手数料」による		

※ 建築確認日が昭和 56 年 6 月 1 日以降のものに限る

※ 申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。

フラット 35 リノベ 一戸建て等	
現地の事前確認が必要な場合	
① 通常料金（金利引下げなし）	143,000
② 優良な住宅基準・特に優良な住宅基準	165,000
現地の事前確認が不要な場合（買取再販タイプに限る）	
③ 通常料金（金利引下げなし）	77,000
④ 優良な住宅基準・特に優良な住宅基準	99,000
遠隔地手数料 ⇒ 「4.遠隔地手数料」による	

- ※ 建築確認日が昭和 56 年 6 月 1 日以降のものに限る
- ※ 申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。
- ※ マンションについては別途お問い合わせください

3. リフォーム融資

一戸建て等	
その他の融資対象リフォーム工事	88,000
耐震改修工事	110,000
高齢者居住環境改善工事	110,000
エネルギー消費性能向上工事	110,000
遠隔地手数料 ⇒ 「4.遠隔地手数料」による	

- ※ 申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。
- ※ マンションについては別途お問い合わせください

4. 遠隔地手数料

遠隔地加算 現場検査 1 回あたり ※	HP 本社から 概ね 50km～100km	14,300
	HP 本社から 概ね 100km～300km	16,500 + 旅費
	HP 本社から 概ね 300km～500km	38,500 + 旅費
	HP 本社から 概ね 500km 超え	60,500 + 旅費

- ※ 確認検査と同時に行う現場検査については加算しない